

# 八戸ポータルミュージアム ショップ出店者募集要項



【申込締切：令和8年5月31日（日）必着】

令和8年3月

八戸ポータルミュージアム はっち

## 【問合せ・提出先】

〒031-0032 八戸市三日町11-1

八戸市 商工労働まちづくり部 八戸ポータルミュージアム

ショップ出店者募集係

TEL:0178-22-8228 FAX : 0178-22-8808

MAIL: [hacchi@city.hachinohe.aomori.jp](mailto:hacchi@city.hachinohe.aomori.jp)

はっち HP:<https://hacchi.jp>

## 目 次

1	募集の目的	2
2	出店者募集について	2
3	応募要件	2
4	募集店舗の概要	2
5	経費の負担区分	3
6	応募の手続等	4
7	選考方法	5
8	選考結果	5
9	出店手続等	5
10	退去条件	5
11	その他留意事項	6
12	八戸ポータルミュージアム施設概要	6

## 1 募集の目的

八戸市では、新たな交流と創造の拠点として、賑わいの創出や、観光と地域文化の振興を図ることで、中心市街地と市全体の活性化を目指す『八戸ポータルミュージアム』(以下「施設」という。)を運営しております。

施設では、館内に賑わいを創出することを目的として、正面入口付近のショップスペースにおいて、民間等の優れた企画力、技術力、経営力を活かしたグッズ等の物産販売を目的とした出店希望者（以下「応募者」という。）を募集いたします。

## 2 出店者募集について

(1) 募集受付期間 令和8年3月1日（日）～令和8年5月31日（日）

(2) 選考会 令和8年6月中旬（予定）

(3) 入居開始予定日 令和8年10月1日以降（予定）

## 3 応募要件

応募要件は、下記のすべてに該当する方とします。

- (1) 公共施設内において経営を行うにふさわしい経営の資力、信用、技術、能力等を有すると認められる企業若しくは団体または個人の方。なお、企業若しくは団体または個人が共同で応募することも可能です。
- (2) 施設の運営について、市と協力・連携し、施設の利用やお客様サービスの提供が出来る方
- (3) 市から指名停止措置又は指名除外の措置を受けていない方
- (4) 市・県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税、法人市民税、法人県民税、法人及び個人事業税の滞納がない方
- (5) 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続き等を行っていない方
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同第6号に規定する暴力団員でない方（暴力団員に該当するか警察に照会します。）
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属さない方

## 4 募集店舗の概要

(1) 主な施設・設備・営業条件・使用条件の概要は、表1のとおり

（表1：ショップの条件）

項目	ショップ
施設	場所 1階インフォメーションカウンター脇（別紙1参照）
	使用面積 61.638 m <sup>2</sup> のフロア及び壁付商品陳列棚部分
	駐車場 駐車スペースはありません。近隣の駐車場をご利用ください。
	駐輪場 15～20台分あります。
	禁煙 施設及び敷地内は禁煙です。
設備	設備 電気設備、照明器具、電話回線（外線）1回線、商品陳列棚等の備品（別紙2参照）※館内はフリーWi-Fiに接続可能です。
	サイン 店名のサイン等については、館内サインと整合性を保つものとし、設置費用は入居者の負担とします。
	内装工事 原則として床、壁、天井等の建築物、電気設備、衛生設備、空調設備等の改修又は造作は認めません。ただし、協議により認める場合もありますのでご相談ください。

項目	ショップ
営業条件	入居可能日 原則として、令和8年10月1日以降とします。
	営業内容 施設のコンセプトに沿ったアイテムや地域の民芸品、アートグッズ、お土産品等を販売するセレクトショップとし、コンセプト及び主な商品等について、企画書1（様式4参照）で提案していただくこととします。
	休業日 原則として、施設の休館日に合わせることとします。（毎週火曜日）
	営業時間 9時～21時を基本条件としますが、企画書1（様式4参照）で提案していただくこととします。
使用条件	使用期間 使用期間は1年ごとの更新とし、原則として最長3年まで延長可能とします。但し、市長が必要と認めるときは、使用期間を変更することができることとします。店舗の設置、撤去等に要する期間は、使用期間に含みます。
	基本使用料 月額90,000円
	売上歩合使用料 月間売上額から1,200,000円を控除した額の100分の5.5に相当する額
	光熱水費 電気料は別に実費を徴収します。

- ※ 基本使用料は、当該月の使用料を毎月末日までに納付してください。
- ※ 売上歩合使用料は、当該月の使用料を翌月末日までに納付してください。
- ※ 使用期間が1月に満たない場合の日割使用料は、表1に定める使用料の月額を当該月の現日数で除して得た額に使用日数を乗じて得た額に相当する額とします。
- ※ 10円未満の端数が生じた場合の使用料は、これを切り捨てるものとします。
- ※ 営業状況の確認のため、精算レシート及び売上日報等を毎日提出していただきます。

## 5 経費の負担区分

市と入居者の経費の負担区分は下表のとおりです。

(表2：経費負担区分) ○・・全部 △・・市、出店者双方で協議の上決定する

区分	市	入居者
従業員人件費		○
原材料		○
電気		○（注2）
設備及び備品	保守・修理	○
	更新	△（注1）
清掃（退居時も含む）		○
ごみ処理費		○（注3）
電話料金（加入権・工事費を含む）		○
各種保険料		○
営業許可に係る費用		○

1：表2に定めのないものはその都度、市と協議することとします。

2：電気料金については、子メーターにより算出された額を納付していただきます。

3：ごみは各自の責任で適切に処理することを原則とします。テナント入居者共同による効率的処理方法がある場合には、市と入居者間による協議により処理方法を決めることもできます。

## 6 応募の手続等

### (1)応募方法

#### ①応募書類

書類	法人	個人
市指定 書類	ア) 出店者申込書（様式 1） イ) 事業概要書（様式 2） ウ) 出店計画書（様式 3） エ) 企画書（様式 4、 5） オ) ショップレイアウト等参考図（様式 6）	
その他 添付 書類	カ) 直近 2 か年の決算報告書 キ) 直近 1 か年の八戸市及び青森県の納税証明書（固定資産税、法人市民税、法人県民税、法人事業税） ク) 会社経歴書 ケ) 代表者略歴書 コ) 定款及び法人登記事項証明書 ガ) その他会社等を紹介するパンフレット類等 シ) 直近 3 か月以内の八戸市及び青森県の滞納がないことの証明書（固定資産税、法人市民税、法人県民税、法人事業税）	ハ) 直近 1 か年の住民登録地の所得証明書及び納税証明書（市町村民税・都道府県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税） セ) 事業所得のある方は、直近 2 か年分の決算報告書及び直近 1 か年の納税証明書（個人事業税） リ) 本人の経歴書 タ) 住民票 チ) 直近 3 か月以内の住民登録地の滞納がないことの証明書（市町村民税・都道府県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税）
協定書	企業若しくは団体または個人が共同で応募する場合、応募者以外の共同事業者の出店者申込同意書、各共同事業者の添付書類、役割分担書を任意様式で提出してください。	

※八戸市の市税は、八戸市庁別館 3 階資産税課で、青森県の法人県民税、法人事業税は三八県税事務所（八戸市大字尻内町字鴨田 7）で取得できます。市外の方はお住まいの市町村または都道府県にお問合せください。

※様式の記入方法等が分からぬ場合は、お気軽にご相談ください。

②提出方法 4 階事務室へ直接お持ち込みいただくか簡易書留による郵送に限ります。

③提出先 ☎031-0032 八戸市三日町 11-1 八戸ポータルミュージアム ショップ募集係

④提出部数 正本 1 部、副本 1 部

⑤応募書類の修正及び追加

応募書類の受付後における書類の修正及び追加は、市が要求する場合を除き、原則認めません。

⑥応募書類の取扱い等

ア)応募書類は理由の如何にかかわらず、返却いたしません。また、応募書類の作成・提出及び面接に要する費用は応募者の負担としますので、あらかじめご了承ください。

イ)応募書類は、選考における使用に限り必要に応じて複写できるものとします。

ウ)応募書類は、八戸市情報公開条例（平成 14 年八戸市条例第 6 号）に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することとなります。

エ)入居者以外の応募書類の内容については、応募者の承諾なしに利用しません。但し、採用されなかった応募書類の一部分が特に優れた内容である場合には、その応募者と使用等において別途交渉を行う場合があります。

## (2) 質問及び回答

- ①受付期間 令和8年3月1日（日）～5月22日（金）
- ②受付場所 表紙問合せ先
- ③提出方法 質問等がある場合には質疑書（様式7参照）で、表紙問合せ先宛にメール又はFAXで提出してください。なお、その場合、件名を「八戸ポータルミュージアムショップ出店者募集に係る質問」とし、質問内容を簡潔に記載してください。
- ④回答方法 質疑書を受理後、概ね5日以内に質問及び回答内容を、はっちのホームページに掲載します。また、質問者に対しては、メール又はFAXで回答いたします。

## (3) 著作権

提案書の著作権は、原則として書類の作成者（応募者）に帰属します。ただし、その使用権は当市が有するものとします。

## 7 選考方法

八戸ポータルミュージアムショップ出店者選考会（以下「選考会」という。）において、書類選考、面接等を行い、出店候補者を選考します。（応募が多数の場合は、面接等を行わない場合もあります。）

- (1) 選考会 令和8年6月中旬（予定）

### (2) 選考基準

選考会が別に定める八戸ポータルミュージアムショップ出店者選考要領のとおりとします。

### (3) 応募が無効となる場合

次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、応募を無効とすることがあります。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 応募者が、出店が困難な状況に至ったと認められる場合
- ③ 公平な選考の妨げとなる行為等が認められた場合

## 8 選考結果の通知

選考会による結果は、令和8年7月中に各応募者に対し、文書にて通知する予定です。

## 9 出店手続等

### (1) 手続

出店候補者は、八戸ポータルミュージアム条例（平成22年八戸市条例第4号）第4条に基づく使用許可の候補者とします。施設使用についての協議後、施設使用許可申請等の手続きを行います。出店候補者との協議が不調となった場合には、次点者と同様の手続を行うものとします。

（注意）出店にあたり、出店者と八戸市との間で賃貸借契約を締結するのではなく、市が出店者に対して施設の使用許可を与えることとしております。

### (2) 出店準備

出店者は、市と必要な協議をしながら営業開始に向けた準備を行うものとします。

### (3) 契約

入居時の詳細な取決めについて、必要な場合は市と出店者の間で契約を交わすこととします。

## 10 退去条件

出店者が、以下のいずれかに該当する場合は、退去していただきます。

- (1) 使用料を3か月間滞納した場合
- (2) 入居後に、上記3応募要件のいずれかを満たしていないと判断された場合
- (3) 使用許可条件に反する行為があった場合等、市が必要と認めた場合

## 11 その他留意事項

出店者は以下の事項に留意してください。

- (1) 施設の運営について、市と協力・連携し、施設の利用を促進するよう努めること。
- (2) 許可に基づく権利を事前に市の承認を得ず第三者に転貸し、若しくは譲渡し、又は担保に供することはできません。
- (3) 営業活動に伴う損害賠償責任について市は一切の責任を負わないため、賠償責任保険等に加入すること。
- (4) 営業活動に関し許認可等を必要とする場合、出店者の責任において取得すること。
- (5) 運営に当たり、労働基準法、会計法規、条例、規則その他の関係法令を遵守すること。
- (6) 施設及び設備等については、善良なる管理者の注意義務を持って管理し、汚損、故障、減耗等が生じた場合は、出店者の負担で維持補修すること。ただし、天災、その他出店者の責めによらない事由による場合は、別途協議の上、市の負担で補修します。
- (7) 次の場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。
  - ①従業員が施設の入館者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあると認められる場合
  - ②事故、火災その他の人的物的被害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合
  - ③利用者からの苦情その他報告すべき必要があると認められる事態が発生した場合
- (8) 退去する際は、出店者の責任において原状に回復すること。
- (9) 本要項に定めのないものは、市と協議の上取り決めます。

## 12 八戸ポータルミュージアム施設概要

- (1) 所在地 青森県八戸市大字三日町 11 番地 1
- (2) 面積 敷地面積 約 3,387 m<sup>2</sup> / 建築面積 約 1,664 m<sup>2</sup> / 延床面積 6,463 m<sup>2</sup>
- (3) 主体構造 鉄筋コンクリート造（免震構造）5階建
- (4) 開館時間 9:00～21:00

フロア	貸館	フリースペース	テナント等	その他
5階	・レジデンスA～E ・共同スタジオA～C ・共同キッチン			・ワークステーション ・工作スタジオ
4階	・食のスタジオ	・リビング4	・ものづくりスタジオ	・事務室 ・こどもはっち
3階	・音のスタジオ ・ギャラリー3 ・八庵	・観光展示 ・リビング3	・ものづくりスタジオ	
2階	・シアター2 ・楽屋1・2 ・ギャラリー2	・観光展示 ・リビング2	・ものづくりスタジオ	
1階	・シアター1 ・はっちひろば ・ギャラリー1	・観光展示 ・はっちラウンジ	・カフェ ・ショップ	・放送スタジオ ・インフォメーション
外部	・番町スクエア			

- (5) 休館日 休館日は原則毎週火曜日、12月31日及び1月1日

※イベント準備等のため、臨時休館する場合があります。

### 【問合せ】

〒031-0032 八戸市三日町11-1  
八戸市 商工労働まちづくり部  
八戸ポータルミュージアム ショップ出店者募集係  
TEL : 0178-22-8228 FAX : 0178-22-8808  
MAIL: hacchi@city.hachinohe.aomori.jp  
はっち HP:<https://hacchi.jp>